

# 令和6年度南魚沼市立大崎小学校いじめ防止基本方針

南魚沼市立大崎小学校

## はじめに

この大崎小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

このいじめ防止対策推進法を受けて、新潟県いじめ等の対策に関する条例が令和2年12月25日に公布された。新たに加わった内容を含めて以下に述べる。

### 〈定義〉 「いじめ等の対策に関する条例」

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

## 1 いじめ防止のための基本的な方向

### (1) いじめに対する基本的な考え方

#### ① いじめ防止の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり児童等の尊厳を損なう、決して許されない行為である。教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校でも起こりうることを認識するとともに、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対処することが重要である。

また、児童等には、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりするがないよう、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことを十分理解させるようにする。加えて、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携していじめ問題の克服に取り組まなければならない。

#### ② いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

### (2) いじめ防止のための取組

児童生徒をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壤をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

イ 全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等の「居場所づくり」を進めるとともに、児童等同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ 児童等がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善

を図るとともに、児童等がいじめに向かわぬようストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ いじめの問題への取組の重要性について保護者及び地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

#### (3) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童等や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努めることが重要である。

また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童等からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で適切な措置を講じる必要がある。

#### (4) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童等及びいじめを知らせてきた児童等の安全を確保することや、いじめたとされる児童等に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。

#### (5) 地域・保護者との連携

##### ①保護者への意識啓発

P T A総会において、いじめ防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

##### 〈保護者の責務〉 「いじめ等の対策に関する条例」

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うように努めるものとする。

- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に該当児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

##### ②情報発信及び基本方針の周知（例 H Pの活用）

- ・地域の活動によるいじめの未然防止

#### (6) 関係機関との連携

- ・警察、市教委、民生児童委員との連携
- ・中学校区幼保小中の連携の強化

## 2 いじめ防止のための基本的な施策

#### (1) 基本的な取組

##### ① いじめの未然防止のための取組

ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないように組織的に取り組む。

イ 教育活動全体を通して、児童等の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。特に「道徳」の時間を要として、体験活動等との関連を図りなが

ら道徳教育と人権教育の充実を図る。

ウ 児童等が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。（法第 16 条）

- ・児童等対象のいじめアンケート調査と教育相談（5月、**11**月、随時）
- ・保護者対象のいじめアンケート調査（6月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・児童等及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口の設置と周知を図るなど相談体制を整備する。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等との連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。生徒指導対応の諸会議には、該当児童の担任は、どう解決していくか自分なりの方策をもって臨む。

エ いじめに至るおそれのある児童間の人間関係のトラブルへきめ細かく対応する。

- ・児童間のコミュニケーション不足による誤解等の早期解消
- ・児童に指導した内容の保護者への速やかな伝達
- ・該当児童への対応の学校・家庭間共通理解

オ 児童理解の時間の設定

- ・月 2 回の定例会（K Y T）を実施し、職員間で児童の問題行動等を共通理解する。

カ 日常の児童の観察

- ・全職員が全児童を見守る姿勢で、学校生活の様子を観察する。

(2) いじめの防止等のための組織

① 名称

法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「南魚沼市立大崎小学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、**生活**指導部員、学級担任、必要に応じて自校の教職員や外部関係者

③ 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 委員会の取組

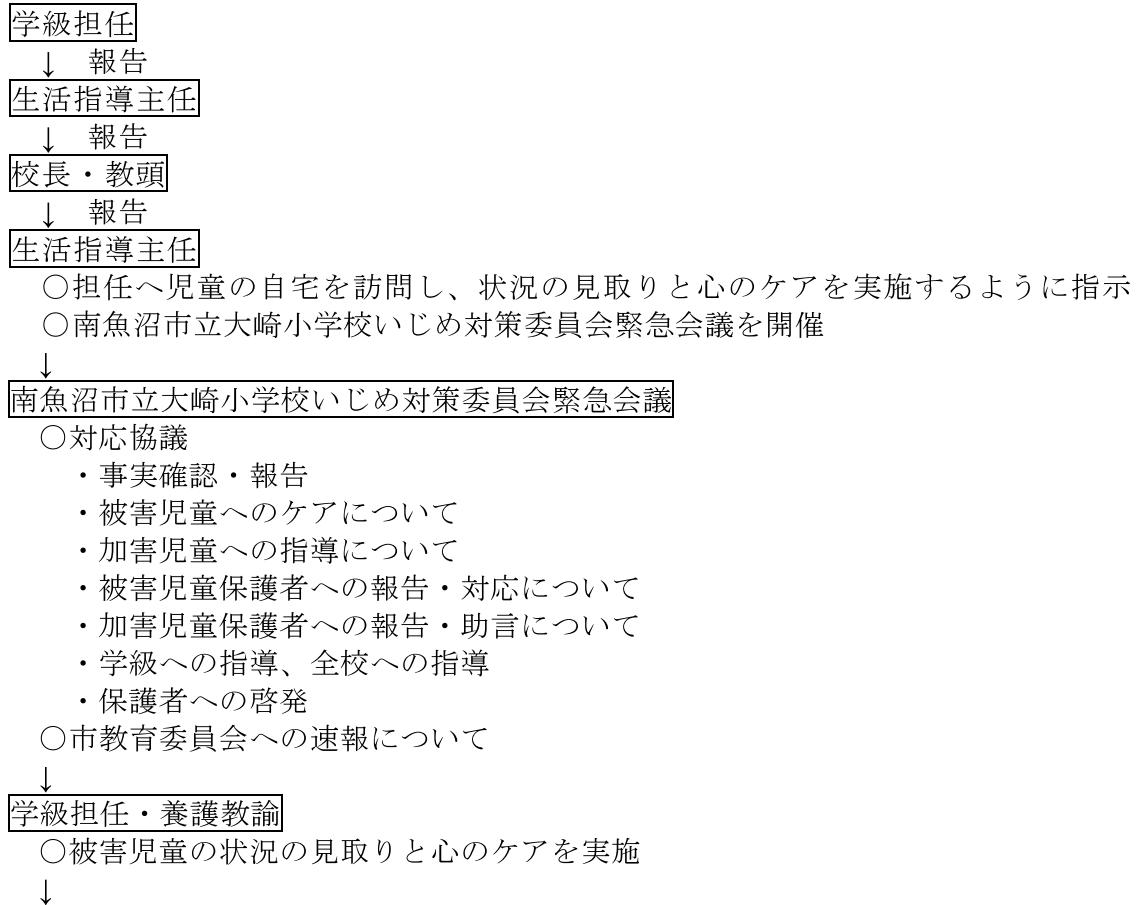
- ・いじめの早期発見に関するここと（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめの未然防止に関するここと（啓発活動等）

- ・いじめの発生時の対応に関すること
- ・会議は、月2回の定例会（K Y T）に加え、いじめ発生時は緊急に開催する。

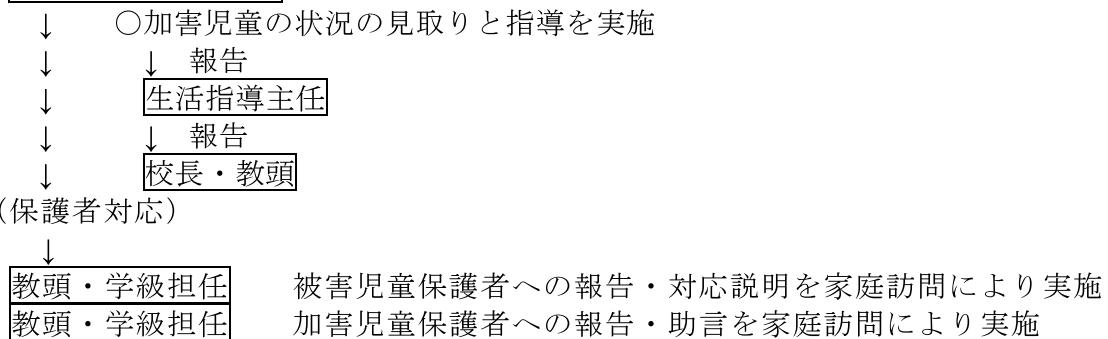
### (3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談・報告を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を即日に協議し、全教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童等を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童等の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の理解を得る。
- ⑤ いじめを行った児童等に対して、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導するとともに、その保護者に対して学校との連携を継続し、保護者としての責任を継続的に果たすよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていたあるいは認知していた児童等に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童等に対して、学級指導、全校集会、諸活動等において関係する児童等とその保護者のプライバシー保護に配慮した上で当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童等及び保護者に関わる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為等については、南魚沼警察署に相談・通報を行う。
- ⑪ 児童の生命・身体・財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに南魚沼警察署に通報し、適切な援助を求める。

#### 【対応の基本的な流れ】



## 教頭・生活指導主任



※市町村教育委員会への対応

教頭 市教育委員会へ速報

↓  
学級担任・生活指導主任

- 学級・全校で再発防止の指導
- 被害児童の学級受け入れ体制についての指導
- 被害児童と加害児童との関わりについての指導
- 保護者会等で再発防止の啓発を実施

校長

- 学校便りで再発防止の記事を掲載

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
*(「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)*
- ③ その他 市教育委員会が重大と認めるとき。

### (2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、該当事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### ① 学校が調査主体となった場合

- ア 委員会を母体としつつ、当該当事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

#### ② 学校の設置者である南魚沼市が調査主体となった場合の対応

南魚沼市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

### (3) その他

児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった時は、その時点で校長は、「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と軽はずみな判断をせず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。